

岐阜県就労系障害福祉サービス機能強化事業実施要綱

1 事業の目的

本事業は、原油価格や物価の高騰の影響を受け、生産活動が停滞し、減収している就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援し、そこで働く障害者の賃金・工賃の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、県内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型の供与を行う事業を行う者とする。

3 事業の内容

(1) 対象となる事業所

次の①から③のいずれの要件にも該当する事業所（ただし、他の経営支援策（※）を受けている場合は除く）であって、所定様式（別紙1—1，1—2）により生産活動収支の状況を報告した事業所とする。

- ① 申請月（下記5（1）にある申請を行った月のことをいう。）において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること
- ② 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障障発0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）記3にある（報告対象年度分の）工賃実績を県に報告していること
- ③ 次のア又はイの要件に該当すること
 - ア 令和4年4月から12月の期間で、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で10%以上減少した月があること
 - イ 令和4年4月から12月の期間で、1ヶ月の生産活動収入に対する、生産活動収入から必要経費（利用者賃金及び利用者工賃は除く）を差し引いた額（以下「収支差額」という。）の割合が、前年同月比で10%以上減少した月があること

※事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金（通常枠）、岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金、その他本事業と支援内容が重複すると認める国及び地方公共団体の支援策のことをいう。

(2) 対象となる費用

補助の対象となる費用は次に掲げる費用であって、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日付社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用とする。ただし消費税及び地方消費税相当額は対象となる費用から除くこと。

- ① 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用
- ② 生産活動の再稼働等にかかる設備整備のメンテナンス等に要する費用
- ③ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用
- ④ 新たな生産活動への転換等に要する費用
- ⑤ 広報活動に要する費用

(3) 補助額

補助額は、150千円と所定様式（別紙1-1）による事業所からの申請額とを比較して低い方の額の範囲内で県が必要と認めた額とする。

4 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、次に掲げる費用については当該事業費の補助対象外とする。

- ・個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用
- ・個人負担を直接的に軽減する費用

5 留意事項

- (1) 令和5年1月末日までに申請すること。
- (2) 補助を受けた事業所は、補助を受けた日以降令和5年2月末日までに所定様式（別紙2）により実績を報告すること。

6 その他

対象となる費用のうち、県から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の補助対象としない。